

令和4年度 第1回
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和4年5月24日（火）

午後1時～午後1時50分

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

1階 大交流室

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(事務局)

それでは、定刻より早いのですが、皆様お集りになりましたので、只今から、第1回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会議に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。

資料1枚目をめくっていただきまして、次第の日付を「23日(火)」から「24日(火)」に訂正をお願いします。また、本日お渡ししました名簿中16番の備考に書いてあります「栃木人権保護委員協議会第1部会」を「栃木人権擁護委員協議会第1部会」に訂正をお願いします。

まず初めに生活環境部 部長 瀬下よりご挨拶を申し上げます。

(部長)

生活環境部長 瀬下と申します。本日は公私共にお忙しい中、栃木市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の方々には、日頃から本市の国民健康保険の運営につきまして、格別なるご理解とご支援をいただきまして、厚く御礼申し上げます。本運営協議会は市長の諮問機関として国保事業の運営に関する重要事項について、市長から諮問があった場合に審議し、その結果の意見を答申するという役割を担った機関であります。

さて、本日、ご審議いただきますのは、まず、公益代表として栃木市議会から選出されておりました5名の委員の皆様におかれましては、市議会議員の任期満了にともない、当運営協議会の委員の職を失職しております。このため、令和6年6月30日までの残任期間につきまして、新たな委員を委嘱させていただくこととなりました。これにともない、現在、一時的に会長が不在となっておりますので、栃木市国民健康保険規則第4条第4項の規定に基づきまして、会長及び職務代理者の選挙を行わせていただきます。

2つ目としまして、令和4年度事業計画(案)について、ご審議をいただきたいと存じます。

以上、本日の議事につきましてご説明をさせていただき、ご挨拶にかえさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、本日付で国民健康保険運営協議会委員に任命をさせていただきました皆様へ部長から委嘱状を交付いたします。

順にお名前をお呼びしますので、委員の皆様におかれましては、ご起立のうえそのまま自席でお待ちくださるようお願いいたします。

なお、二人目以降は、委嘱状の読み上げは省略させていただきます。

それではよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

(事務局)

なお、本日都合により欠席された橘委員につきましては、後日事務局から委嘱状をお届けいたします。

続きまして、新たに選任された委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、名簿の番号順でお願いしたいと存じますので、1番の岡部委員から順にお願いいたします。

(委員自己紹介)

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして事務局の自己紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

(事務局)

それでは、臨時議長選出に入らせていただきます。

この度の市議会議員選挙に伴い公益代表の委員の改選がございましたことから、現在、本協議会の会長及び職務代理者は不在となっております。会長及び職務代理者が不在の場合につきましては、市国民健康保険規則第9条におきまして「会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時議長になる」と規定されておりますので、年長の委員をお願いしたいと存じます。

本日ご出席の委員の中で、年長の委員は、被保険者代表の小川原委員でございますので、臨時議長は小川原委員をお願いしたいと存じます。それでは、小川原委員よろしく願いいたします。

(小川原委員)

それでは、暫時、臨時議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

本協議会の定数は、18名ですが、本日欠席されている委員が3名、出席されている委員が15名になっております。栃木市国民健康保険規則第11条の規定による半数以上の委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。また、栗田口委員は、所用により途中で退席予定となっております。以上です。

(小川原臨時議長)

次に、会議録署名者の指名であります。慣例によりまして、2人の委員を指名させていただきます。

9番委員の河口委員、12番委員の野口委員をお願いいたします。

(事務局)

申し訳ありません。本日、河口委員が欠席のため、10番の古澤委員と12番の野口委員をお願いしたいと存じます。

(小川原臨時議長)

それでは、10番委員の古澤委員、12番委員の野口委員よろしく申し上げます。

これより議事に入ります。

まず、「(1) 会長及び職務代理者の選挙について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「(1) 会長及び職務代理者の選挙について」ご説明いたします。お手元の会議資料の資料1のページをご覧ください。

公益代表委員のうち5名の方が、栃木市議会から選出された委員でございました。今般の市議会議員の任期満了に伴いまして、当協議会委員も失職となり、今回改めて公益代表委員の構成も市議会議員3名、栃木市社会福祉協議会の代表1名、栃木人権擁護委員協議会の代表1名、民生委員・児童委員協議会連合会の代表1名の6名とさせていただきました。そのため、現在、当協議会の会長及び職務代理者が不在となっておりますので、改めて会長及び職務代理者の選出を行うというものです。

下の【参考】をご覧ください。国民健康保険法 施行令 第5条第1項において、「協議会に会長を1人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とあり、また、職務代理者につきましては、同条第2項に、「会長

に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。」と規定されております。

従いまして、会長及び職務代理者は、公益を代表する委員の中から選出することになります。

次に、選挙の方法ですが、栃木市 国民健康保険規則第4条 第1項に、「無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。」とあります。

また、同条 第3項において「委員中 異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。」と規定されております。

このことから、選挙または指名推薦のいずれかの方法での、選出となります。

なお、臨時議長におかれましては、会長選出まで議事進行をお願いいたします。会長選出後、改めて会長を議長として、職務代理者の選出をお願いいたします。説明は以上です。

(小川原臨時議長)

それでは、まず、会長の選出をしたいと思いますが、ただいま事務局から、選挙または指名推薦のいずれかの方法により選出する、と説明がございました。指名推薦につきましては、「委員中異議がないとき」ということですので、まずは、会長の選出について、指名推薦の方法をとることについて、お諮りいたします。

指名推薦による方法をとることにつきましては、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、ご異議がないようですので、会長につきましては、指名推薦の方法により選出することといたします。

会長について、公益を代表する委員の中からどなたかの推薦はございますか。

(内海委員)

小堀委員を推薦いたします。

(小川原臨時議長)

ただいま、会長に、小堀委員を推薦するとの声がありましたが、他にどなたか推薦ありますか。

無いようですので、会長に、小堀委員を選任することについて、お諮りいたします。ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数)

ありがとうございました。

では、ご異議がないようですので、会長に小堀委員が選出されました。

以上で、臨時議長の職を解任させていただき、議長を会長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

小川原委員、ありがとうございました。

それでは、小堀委員より、会長就任のごあいさつをお願いいたします。

(小堀委員：就任あいさつ)

改めまして、ただいまご推薦いただき会長という大役を仰せつかることになりました。以前、運営委員を経験したことがあります。少し間が空いておりますので、緊張しております。

会長の職をしっかりと果すべく皆様方のご支援ご協力ご指導いただけますようよろしくお願いいたします。

(事務局)

ここで会長との進行打合せのため、5分ほどお時間をいただきます。暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(事務局)

それでは、会議を再開いたします。本日の傍聴者はいらっしゃいませんでしたので、ご報告いたします。会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

(小堀会長)

改めましてよろしくお願いいたします。それでは、議事の進行をさせていただきます。

会長が決まりましたので、次に、職務代理者を選出いたします。職務代理者については、先程、事務局から説明がございましたが、公益代表委員の中から選挙又は指名推薦のいずれかの方法で選出することになります。指名推薦につきましては、「委員中異議がないとき」ということですので、まずは、職務代理者の選出について、指名推薦の方法をとることについて、お諮りいたします。

それでは、指名推薦による方法を取ることにつきましては、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、職務代理者につきましては、指名推薦の方法により選出することにいたします。

職務代理者について、公益を代表する委員の中からどなたかの推薦はございますか。

(内海委員)

臼井委員を推薦したいと思います。

(小堀会長)

今、臼井委員という推薦がありましたが、その他ございますか。

無いようですので、職務代理者に、臼井委員を選任することについて、お諮りいたします。

ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数)

(小堀会長)

ありがとうございました。

では、ご異議がないようですので、職務代理者に臼井委員が選出されました。

それでは、臼井委員より職務代理者就任のごあいさつをお願いします。

(臼井委員：職務代理者就任あいさつ)

ただいま、指名推薦により皆様のご承認いただき職務代理者となりました。ふつつかではございますが、会長の補佐ができますよう努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(小堀会長)

次に、「(2) 令和4年度事業計画(案)について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、お手元の資料の 資料 2 のページをご覧ください。

令和 4 年度事業計画（案）ですが、昨年度の運営協議会については、コロナ禍の中ではありましたが、保険税率等の見直しの審議もあり、会議による開催が 5 回また書面による開催が 1 回の計 6 回開催させていただきました。

今年度は、本日が第 1 回目となります。次回、第 2 回目として 7 月下旬開催を予定しております、令和 3 年度の決算状況、データヘルス事業の実績についてご報告させていただきたいと考えております。

次に、10 月 19 日 国保連及び栃木県国保運営協議会長会主催による研修会が、宇都宮市文化会館を会場として予定されております。正式に日時・開催場所等が決まりましたら、改めて委員の皆様にご案内したいと考えております。

次に、年明け 1 月下旬に第 3 回目として、令和 5 年度の予算編成状況や県からの事業費納付金及び標準保険料率の算定結果などをご報告したいと考えております。

なお、事業計画としては以上ですが、必要に応じて会長にご相談の上、協議会を開催させていただく場合もございますので、その際にはご出席方よろしくお願いたします。説明は、以上です。

（小堀会長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いたします。

他に、ご質問等がなければ「(3) その他」に移りたいと思います。事務局から説明を求めます。

（事務局）

それでは、その他といたしまして、事務局から 2 つ程ございます。

1 つ目が、今回新たに 5 名の方が国保運営協議会の委員になられました。そのため、改めて参考資料として「栃木市国民健康保険運営協議会の役割について」を添付させていただきました。後ほど、内容等をご確認いただければと思います。

次に 2 つ目ですが、資料はありませんが、「課税限度額の改定について」であります。令和 4 年 4 月 1 日施行地方税法施行令の一部改正におきまして、医療分の課税限度額が 65 万円、高齢者支援金分の課税限度額が 20 万円に引き上げられ、合計で 102 万円に見直されております。本市の課税限度額については、昨年度、委員の皆様には保険税率の見直しと共にご検討をいただき、今年度から医療分が 63 万円、高齢者支援金分が 19 万円、介護分が 17 万円、合計額で 99 万円となっております。

課税限度額の改定は、高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るというものでありますが、実質的な増税と同様になりますことから、本市におきましては、過去、保険税率の見直しに合わせて限度額の改定を行ってきた経緯があります。

また、昨年度の本協議会 答申の中で、「国保事業費納付金の今後の状況、被保険者減少による税収の減を踏まえると、年々赤字額が増え、基金の取り崩しが増えていくことが予測されるため、2年後に検証を行うこと」としております。そのため、保険税率の検証と併せて検討させて頂くこととして、来年度、改めてご審議をお願いする予定でおりますので、ご報告させていただきます。事務局からは以上です。

(小堀会長)

委員の皆様から何かございましたらお願いします。

(A 委員)

課税限度額を上げましょうということですが、令和5年度からですか。もう一度スケジュールをお願いします。

(小堀会長)

それでは事務局お願いします。

(事務局)

昨年度実施しました保険税率改正に合わせて限度額の改正も行っております。つきましては、2年後に検証を行うこととしましたので、令和5年度にできたらということですが。

(A 委員)

では、今年度検証ですか。

(事務局)

令和5年度に見直しを行い、令和6年度に改正ということですが。

(小堀会長)

他に何かございませんか。

(B 委員)

公益代表の委員のうちの市議会議員の人数を何人にするかという議論を過去にしたことがあります。どのような基準で公益代表の委員を選ぶことにしたのか伺ったことが一度もないと思います。市町村によっては市議会議員が入っていないところもありますし、学識経験者みたいな大学の教授が入っているところもありますし、健康保険組合などの方が入っているところもあります。

どういう人を選ぶということをここで議論しようという気持ちはありませんが、栃木市ではどのような基準でどういう人を公益代表として選出しているのか、規則や資料などでお示しいただけると、納得しやすいですし、今後役に立つかと思います。このような議論があったということ、後に資料などでお示しいただければと思います。

(小堀会長)

ありがとうございました。事務局で規則などを示すことはできますか。

(事務局)

以前から公益代表6名のうち5名の方が市議会議員だというのはおかしいのではないかというご意見があり、改選の時に見直そうという方向で検討させていただきました。昨年度の6月の改選時に変更するというのも考えられたのですが、市議会から推薦された方を途中で変更することは難しいことから、選挙に合わせて改めて市議会に推薦依頼をする際に、人数を減らしてお願いしようということになっております。また、議論したわけではないのですが、他市町が国保と関連のある社会福祉協議会や人権擁護委員会などといった他市町の状況を見て団体から推薦をいただいているとのことでしたので、そのような団体を選ばせていただきました。

(B委員)

推薦先を変更する際にどうしてその団体に推薦依頼をしたのか議論の内容を記録に残さないと経緯がわからなくなってしまうと思います。また、最初から固定された団体に委嘱するのではなく、10とか20の団体を候補に挙げて推薦が出た団体に委嘱するという方法もあるのではないのでしょうか。できれば規則などに載せていただけると良いと思います。

(小堀会長)

ありがとうございました。事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

今のところ規則などに団体名を記載する段階ではありませんので、他の市町の状況を参考にして選ばせていただいております。今後、明確に経緯を残すことができるように内部で整理させていただきたいと考えております

(B 委員)

以前からこうやっているからいいということでは経緯もわからず改善もできないので、規則に載せなかったとしても事務局として経緯を記録に残すことは最低限必要でないかとの提案でした。

(A 委員)

事務局が推薦団体を内部で決めていて、委員が知らないということが問題であって、変更する際に根拠を委員会で示す必要があると考えます。

(事務局)

令和2年度の時に、そのあたりの説明はさせていただいております。

(B 委員)

委員を減らすという話は聞いて議論しているが、どんな人を入れるかという議論をした覚えはないし、事務局からこんな人を入れたいと示された覚えもない。

(A 委員)

事務局で決めるのではなく、委員会の中で決めるべきではなかったか。

(B 委員)

委員のことを委員が決めるのもおかしい気がする。我々は市長の諮問機関なので、委嘱をする根拠とともに推薦候補の団体については事務局から示すのが筋なのではないでしょうか。

被保険者の方々は公募ではないですか。それと比べて我々は根拠が不透明です。

(小堀会長)

ありがとうございました。公益委員の選出にあたりまして、経緯をしっかりと説明できる議事録、資料を整えておく必要があるといったご意見だったと感じております。

そのような形で今後、進めていただきたいとのご意見がございましたが、事務

局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

確かに B 委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後、根拠を明確にできるよう検討して参ります。なお、令和 2 年度の時に、新たな団体として今回選ばせていただいた 2 つの団体をお願いする予定であることを説明させていただいており、議事録にも載っております。

(小堀会長)

それでは、次の会議の際に、議事録を示すということでいかがでしょうか。他にご意見等がないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。
本日はお忙しいところ、ありがとうございました。お疲れ様でした。

令和 4 年 5 月 2 4 日

会 長 小 堀 良 江

署名委員

署名委員